

(整理番号 712)

大阪地方最低賃金審議会

令和7年度第1回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月20日 (水)
午前10時02分から午後0時13分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	2 名
使用者を代表する委員	2 名

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 部会長に表田委員、部会長代理に村上委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府塗料製造業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われた。
- (3) 事務局から専門部会における審議の進め方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。
 - 労働者代表委員からは、塗料業界の需要に復調の兆しが見えている。大阪府内の労働市場で募集賃金の上昇がみられ、労働力人口が減少する中、人材確保のためには最低賃金の引上げが必要。特定最

低賃金の水準は、塗料産業の社会的地位を表すもので、産業の存続・発展にとって極めて重要な要素で、優秀な人材を確保し、他産業への人材流出を防止する等の理由から必要性有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、雇用情勢に大きな変動はない。塗料の生産量は横ばいで、原材料の高騰は未だ懸念材料である。大阪府最低賃金が上昇している中で塗料製造業最低賃金との差別化が人材流出防止にどの程度影響をもたらすのか不透明である等の理由から必要性無しとの主張があった。
- (6) 全体協議、個別協議による審議の結果、「改正決定することを必要と認める。」とする旨全会一致で議決され、大阪労働局長に対し答申が行われた。